

鋼製器材を誤った方法で洗浄した事案

1. 事案の概要

- (1) 鋼製器材（例：ピンセット、鉗子）の自動洗浄機において、洗浄後に使用する防錆剤を装着すべき場所にアルカリ性洗浄液を装着するミスがあり、この工程で洗浄された鋼製器材を 7 月 28 日（火）から 8 月 5 日（水）に一部の手術・処置・診察で使用した。
- (2) 8 月 5 日 13 時頃に、委託業者の社員が発見した。

2. 事故の発生原因

防錆剤を装着すべきところに誤って洗浄剤を装着した人為的ミス。

3. 患者さんへの影響

アルカリ性洗浄液は体積割合で 0.3% に希釈して使用されており、当該洗浄機で洗浄された鋼製器材に触れた職員には皮膚障害が生じていません。また、この鋼製器材は次の工程で高温高圧の水蒸気で滅菌されますので清潔であり、同時に表面のアルカリ洗浄液は水蒸気で洗い流されます。高知県衛生研究所で、患者さんに使用されたものと同じ鋼製器材で残存していたものを検査した結果、表面は総て中性と判定されました。以上より、患者さんには健康被害（アルカリによる皮膚粘膜等の炎症）は生じないものと推測しています。

4. 病院長のコメント

多くの患者さんにご心配をお掛けすることになり心からお詫び申し上げるとともに、ミスの原因を分析し再発防止に努めます。（病院長 吉川清志（きっかわきよし））

<問い合わせ先>			(代) 8 3 7 - 3 0 0 0
事務局次長	山崎		(内線 3 4 5 5)
業務課長	高樽		(内線 3 4 5 3)